

防災訓練実施結果報告書

関原発第312号
平成28年1月20日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

氏名 関西電力株式会社

取締役社長 八木誠印

(担当者)

所属 高浜発電所 安全・防災室

電話 0770-76-1221 (代表)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	関西電力株式会社 高浜発電所 福井県大飯郡高浜町田ノ浦1	
防災訓練実施年月日	平成27年10月23日	平成27年 1月1日～ 平成27年 9月30日
防災訓練のために 想定した原子力災害 の概要	全交流電源喪失、原子炉冷却機能の喪失等により、原子力災害対策特別措置法第10条第1項および15条第1項に該当する事象に至る原子力災害を想定	シビアアクシデント事象による原子力災害を想定
防災訓練の項目	緊急時演習（総合訓練）	要素訓練
防災訓練の内容	以下の訓練内容を含むシビアアクシデントを想定した総合訓練を実施 (1)本部運営訓練 (2)通報連絡訓練 (3)全交流電源喪失対応訓練 (4)アクシデントマネジメント対応訓練 (5)原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練 (6)原子力緊急事態支援組織との連携訓練 (7)レス対応訓練	(1)要員参集訓練 (2)緊急時環境モニタリング訓練 (3)全交流電源喪失対応訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

緊急時演習（総合訓練）結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、「高浜発電所原子力事業者防災業務計画第2章第7節」に基づき実施するものである。

今回の訓練は、休日を想定した体制（初動の対応要員から段階的に参集する要員）で、発電所対策本部においては整備した重大事故等対処設備、手順等を用いて緊急時の対応が実施できることを確認するとともに、原子力施設事態即応センター（本店対策本部）においては、発電所対策本部への支援活動および対外対応の能力の向上を図ることを目的としている。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

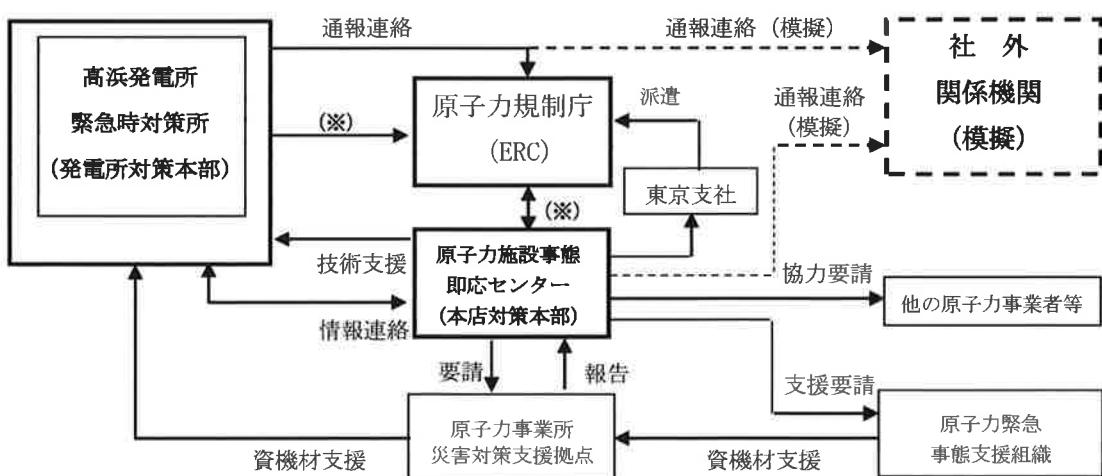
平成27年10月23日（金）10：00～15：30

(2) 対象施設

高浜発電所 1, 2, 3, 4号機

3. 実施体制、評価体制および参加人数

(1) 実施体制



(※) 統合原子力防災ネットワーク接続

(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者（高浜発電所および高浜発電所以外の社員）を選任し、手順の検証や対応の実効性等について評価し、改善点の抽出を行う。また、訓練終了後には訓練参加者および評価者にて振り返りを実施し、訓練全体を通じた意見交換および気づき事項の集約を行い、課題の抽出を行う。

(3) 参加人数：246名

〈内訳〉

高浜発電所：141名

（プレーヤー：社員89名、協力会社29名

コントローラー・評価者：社員23名）

本店：102名

（プレーヤー：社員69名、プラントメーカー・協力会社10名

コントローラー・評価者：社員23名）

東京支社：3名

（プレーヤー：社員3名）

4. 原子力災害想定の概要

全交流電源喪失、原子炉冷却機能の喪失等により、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条第1項および第15条第1項に該当する事象に至る原子力災害を想定する。

【高浜1、2号機】

- (1) 定期検査中（燃料全数使用済燃料ピットに保管中）、地震発生に伴い、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機の起動に失敗し、全交流電源喪失が発生する。
- (2) 全交流電源喪失状態が5分以上経過したことから原災法第10条第1項に該当する事象「S E 2 6 全交流電源の5分以上喪失（旧基準炉）の発生」に至る。
- (3) その後、空冷式非常用発電装置の起動により電源を確保するとともに、使用済燃料ピットの水位、温度を監視し給水の可否を決定する。

【高浜3号機】

- (1) 定格熱出力一定運転中、地震発生に伴い、原子炉が自動停止するとともに外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機の起動に失敗し、全交流電源喪失が発生する。
- (2) 同時に格納容器内で原子炉冷却材の漏えい（以下、「LOCA」という。）が発生したが、非常用炉心冷却装置のうち原子炉への注入ポンプが起動せず、動作した蓄圧注入タンクからの注水の終了により、全ての原子炉への注水機能を喪失し原災法第15条第1項に該当する事象の「G E 2 1 原子炉冷却材漏えいに時における非常用炉心冷却装置による注水不能」および原災法第10条第1項に該当する事象の「S E 5 4 緊急事態事象の発生」に至る。
- (3) さらに、LOCAの影響で炉心出口温度が350°C以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタが100Sv/hを超えたため、原災法第15条第1項に該当する事象の「G E 2 8 炉心損傷の検出」ならびに燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するとともに格納容器スプレイが動作していないことから原災法第15条第1項に該当する

事象の「G E 4 2 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失の可能性」に至るとともに、No. 5 モニタリングポスト（3, 4号機放水口付近）の指示値が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となり、原災法第10条第1項に該当する事象の「S E 0 1 敷地境界付近の放射線量の上昇」およびその状態が10分間以上継続したため、第15条第1項に該当する事象の「G E 0 1 敷地境界付近の放射線量の上昇」に至る。

- (4) また、格納容器排気筒ガスマニタにおいて、敷地境界付近における放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する数値を検出し、その状態が10分間以上継続したため、原災法第10条第1項および原災法第15条第1項に該当する事象の「S E 0 2 および G E 0 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出」に至るとともに、格納容器圧力が 127kPa を超過し、その状態が10分間以上継続したため、原災法第10条第1項に該当する事象の「S E 4 1 格納容器健全性喪失のおそれ」に至る。
- (5) その後、可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器スプレイを開始するとともに大容量ポンプを用いた格納容器自然対流冷却により、発電所敷地外への漏えいが停止し事態安定を図る。また、環境への放射性物質拡散抑制のための放水砲およびシルトフェンスの準備を行う。

【高浜4号機】

- (1) 定格熱出力一定運転中、地震発生に伴い、原子炉が自動停止するとともに外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機の起動に失敗し、全交流電源喪失が発生する。
- (2) 同時に格納容器内で原子炉冷却材の漏えいが発生し、非常用炉心冷却設備の作動信号が発生したことから原災法第10条第1項に該当する事象の「S E 2 1 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動」に至る。
- (3) 非常用炉心冷却装置のうち原子炉への注入ポンプは起動しないが、1次系冷却材圧力を低下させ蓄圧注入タンクによる注入を行うため、蒸気発生器を用いた2次系強制冷却により1次系冷却材圧力を低下させたことから、蓄圧注入タンクからの注水が開始される。
- (4) さらに、恒設代替低圧注水ポンプを用いて原子炉への注水を開始するとともに、蒸気発生器への給水確保のため復水タンクへの水補給を行い、炉心の冷却を継続する。
- (5) その後、大容量ポンプを用いた再循環運転および格納容器自然対流冷却により事態安定を図る。

5. 防災訓練の項目

緊急時演習（総合訓練）

6. 防災訓練の内容

訓練者へ訓練シナリオを知らせないシナリオ非提示型訓練（ブラインド訓練）にて実施した。また、プラント状況等の付与については、安全パラメータ表示システム（以下、「S P D S」という。）を用いて訓練モードのパラメータを使用し、訓練を実施した。

【高浜発電所】

- (1) 本部運営訓練
- (2) 通報連絡訓練
- (3) 全交流電源喪失対応訓練
- (4) アクシデントマネジメント対応訓練

【本店】

- (1) 本部（原子力施設事態即応センター）運営訓練
- (2) 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練
- (3) 原子力緊急事態支援組織との連携訓練
- (4) プレス対応訓練

7. 訓練確認結果の概要

(1) 本部運営訓練

a. 高浜発電所

休日における重大事故等の対応を行うため常駐している本部要員6名で、発電所対策本部を立上げ、社内テレビ会議システムを活用した本店対策本部との情報共有体制を確立し、発災状況を的確に把握するとともに、現場要員64名との連携により対応すべき処置の確認または指示が、適切に実行されたことを確認した。また、その後、参集した要員48名を加えて、緊急時にかかる種々の対応活動の実行を確認した。

b. 本店

休日における当番者7名で、本店対策本部の非常招集、本店対策本部（原子力施設事態即応センター）を立上げ、テレビ会議システムを活用した情報共有体制の確立を行い、規制庁（ERC）へのプラント状況等の連絡が適切に実行されたことを確認した。また、その後、段階的に参集した要員による発電所対策本部への技術支援等や原子力事業所災害対策支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携およびプレス対応が実施されたことを確認した。

(2) 通報連絡訓練

発電所対策本部において、事象発生以降、事態安定までの情報を収集し、事象の同定に緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）が用いられ、所定の通報票の作成および関係箇所への原災法等に基づく速やかな通報が発信されたことを確認した。

なお、今回の訓練においては、原災法第10条通報および第15条報告に係る第一報は、EAL判断後、15分以内に発電所にて通報票の作成および発信を行ったが、あらかじめ訓練用に作成した緊急時衛星通報システムの登録※に誤りがあったため目標時間内に通報が今回の訓練参加箇所に到着しなかった。

※ 訓練では通常の通報送付先全てに通報を送ることができないため、訓練用の通報先を訓練参加機関に応じて、その都度設定している。

(3) 全交流電源喪失対応訓練（シビアアクシデント対応訓練を含む）

現場の実動訓練（実動によりプラントに影響のある操作等は模擬）として、事象の進展に応じて、発電所に常駐している要員（運転・支援、電源確保、設備対応、給水確保、瓦礫除去）および参集した要員により手順等に基づき以下の対応が適切に実施されたことを確認した。

- a. 3号機主蒸気逃がし弁開放および空冷式非常用発電装置への給油、4号機主蒸気逃がし弁開放および開度調整。
- b. 3号機および4号機空冷式非常用発電装置による電源確保ならびに蓄電池室ダンパ開放。
- c. 3号機充てん／高圧注入ポンプ自己冷却準備、蓄電池室ダンパ開放、アニュラス内水素濃度測定用可搬型モニタ取付および空冷式非常用発電装置への給油、4号機充てん／高圧注入ポンプ自己冷却準備、蓄電池室ダンパ開放および中央制御室非常用循環系ダンパ開放。
- d. 3号機可搬式代替低圧注水ポンプ用消防ポンプ設置および4号機蒸気発生器給水用消防ポンプ設置。
- e. 重機を用いた瓦礫・土砂撤去。
- f. 3号機蒸気発生器給水用消防ポンプ設置、可搬式代替低圧注水ポンプ設置、大容量ポンプ設置および放水砲設置、4号機大容量ポンプ設置ならびにシルトフェンス設置（陸上配備）。
- g. 1号機および2号機空冷式非常用発電装置による電源確保および使用済燃料ピットへの給水必要性の検討。

(4) アクシデントマネジメント対応訓練

発電所対策本部において、事故時対応マニュアル、事故時影響緩和操作評価所則等に基づき、プラントパラメータ監視およびシビアアクシデント対応策の検討が適切に実施されたことを確認した。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原子力事業所災害対策支援拠点の設置（当社原子力研修センター敷地内）に伴い、他の原子力事業者等への支援要請、原子力緊急事態支援組織から搬送された資機材（ロボット）の受取りおよび同拠点から高浜発電所への資機材の搬送などの一連の対応が実施できることを確認した。

また、原子力事業本部から先遣隊を派遣して搬送経路（道路）の被災状況を確認した。

(6) 原子力緊急事態支援組織との連携訓練

原子力緊急事態支援組織への支援要請を実施し、発電所への資機材（ロボット）の輸送が実施できることを確認した。

(7) プレス対応訓練

原災法第10条、15条該当事象に対し、原子力規制庁ERC広報班と調整の上、プレス資料の作成ができることを確認した。

また、模擬記者会見に向けた資料の準備、模擬記者会見でのプラント状況の説明およびその後の質疑応答が実施できることを確認した。

8. 訓練の評価

発電所対策本部において、休日における複数号機で原子力災害が同時発生した場合、発電所に常駐している本部要員6名での迅速な対策本部の立上げ、情報の収集と共有、関係箇所への原災法に基づく通報連絡、および現場要員64名で事故収束のための各種初動対応（充てん高圧注入ポンプ自己冷却準備、2次系強制冷却操作等）、および、その後参集した要員48名による、事故収束のための継続的対応（消防ポンプの敷設と仮設水槽設置、可搬式代替低圧ポンプの準備、大容量ポンプのつなぎ込み等）について、概ね適切に実施することができたと評価する。

また、原子力事業本部本店対策本部（原子力施設事態即応センター）においては、当番者7名での対策本部の立上げ、SPDS等を通じて発電所のプラント状況等を収集するとともに、規制庁（ERC）への情報連絡を国テレビ会議システムにて、概ね適切に実施することができたと評価する。また、その後、段階的に参集してきた要員により発電所への技術支援等や原子力事業所災害対策支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携およびプレス対応が適切に実施することができたと評価する。

結果、「1. 訓練の目的」に掲げた休日において原子力災害が発生した場合、整備した重大事故等対処設備、手順等を用いて的確かつ円滑に事故制圧対応が実施できるという訓練目的は達成するとともに、厳しい状況下を想定した訓練に取り組んだことで対応能力の向上に資するものであったと評価する。

また、前回の訓練課題の改善点の確認結果は以下の通り。

a. 高浜発電所

前回の訓練における今後の改善点	今回の訓練への反映状況および今後の対応
3号機の原災法通報連絡の第1報の内容が原災法第15条に該当する事象であったため、現行ルールでは原災法第10条通報として実施すべきであったが、これができるいなかったことから、通報連絡の運用について再徹底するとともに今後の訓練を通じて習熟を図っていく。なお、平成25年度訓練における今後の改善点である第10条通報と第15条報告様式の改善と運用方法について、引き続き検討を行っていく。	現行ルールについて周知を図るとともに、(副)本部長、班長クラスを対象として所内で定期的に実施している緊急時対応演習(ドリル)で運用について習熟を行っており、今回の訓練においても適切に対応できている。なお、通報・報告様式の改善と運用方法については、引き続き、電気事業連合会大と連携して検討を行っていく。 (今後の対応) 今後も緊急時対応演習(ドリル)等を通じて運用の定着、習熟を図っていく。

b. 本店

前回の訓練における今後の改善点	今回の訓練への反映状況および今後の対応
<p>社外関係機関等からの各種問い合わせに対して、迅速な対応ができなかつたため、優先度、回答期限の明確化や、対応要員の配置など、運用と体制面からの改善策を検討する。</p>	<p>今回の訓練では、原子力設備班情報係に問い合わせに係る本部内の取りまとめを行う専任の要員(初動2名、要員募集後6名体制)を配置し、一定の効果を得ることができた。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>現在運用している問い合わせ対応(QA)シートについては、確認事項(回答期限、処理結果、データベース登録等)を明確化した様式に改善し、運用面の充実を図る。</p>
<p>本店対策本部内において連携すべき係が、相互に離れていることにより、情報共有が円滑にできなかつたため、より適切なレイアウトについて検討する。</p>	<p>今回の訓練では、自治体との連携を行う住民対応チームを、情報を集約する係および支援資機材を手配する係と同部屋に配置することにより、情報共有が容易になった。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>本部内の要員配置については、今後の訓練を通じて、継続的な改善を図っていく。</p>
<p>住民避難支援にかかる自治体からの要請が輻輳すると、本店対策本部内における対応箇所で情報処理の停滞が生じたこと、また、関係箇所間の連携が円滑に実施できなかつたことから、業務量に応じた要員の確保や連携方法について検討する。</p>	<p>今回の訓練では、自治体との連携を行う住民対応チームを、情報を集約する係および支援資機材を手配する係と同部屋に配置することにより、関係箇所間の情報共有および連携が容易になった。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>業務量に応じた要員の確保は、他係から要員の支援などが適切に行えることを、今後の訓練を通じて確認する。</p>

前回の訓練における今後の改善点	今回の訓練への反映状況および今後の対応
<p>今回は、平成26年8月の総合防災訓練で実施しなかった複数号機の発災やシナリオ非提示型による訓練を実施すべく、発電所対応を中心とした訓練を行った。</p> <p>なお、この結果をもとに、今後、目的を明確にした訓練中期計画を策定するとともに、対応能力の向上のためP D C Aを回していくこととする。</p>	<p>訓練中期計画を策定し、今回の訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所原子力防災訓練中期計画（H27～H30年度）[平成27年6月策定] ・原子力事業本部原子力防災訓練中期計画（H27～H30年度）[平成27年6月策定] ・スマール原子力事業本部原子力防災訓練中期計画※（H27～H30年度）[平成27年9月策定] <p>※原子力事業本部単独の計画（発電所を含まない本店機能のみ）</p> <p>(今後の対応)</p> <p>中期計画に基づき訓練を実施し、P D C Aを回すことで、対応能力の向上を図っていく。</p>

9. 今後に向けた改善点

今回の訓練において、新たに抽出された課題と改善点は以下のとおり。

(1) 高浜発電所

- a. 緊急時対策所内での情報共有等を確実に行うため種々の掲示物を作成、活用したが、様式の変更、記入方法の統一等、更に使いやすくするための改善を図っていく。
- b. 緊急時対策所の通信設備立ち上げを早急に行えるようS P D Sやテレビ会議システム等の簡易立上げマニュアルを作成し、機器周辺に常備しておくことで円滑な対応を図っていく。

(2) 本店

- a. 休日当番体制での発災時の規制庁（E R C）等への状況説明の実施方法を明確にする等、より迅速な初動対応を図るための仕組みの改善を検討する。
- b. 休日・夜間等の発災で初動時の参集要員が限られた状況における、適切な本部構成、要員配置のあり方や、その後段階的に参集してきた要員を確実に把握し、迅速に適所配置するための仕組みの改善を検討する。
- c. 発電所支援を的確に行うため、発電所対策本部内でのやりとり（雰囲気）を常時、原子力事業本部で把握するため、例えばテレビ会議音声を常時接続状態にする等の運用面の改善を検討する。

以 上

要素訓練結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、発電所において原子力災害が発生した場合に、あらかじめ定められた機能を有効に發揮できるように実施する訓練であり、手順書の適応性や必要な人員・資機材確認等の検証を行うとともに、反復訓練によって手順の習熟および改善を図るものである。

2. 実施日および対象施設

(1) 実施日

平成27年1月1日（木）～平成27年9月30日（水）

（訓練ごとの実施日については、「添付資料」のとおり。）

(2) 対象施設

高浜発電所

3. 実施体制、評価体制および参加人数

(1) 実施体制

訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を行う。

詳細は、「添付資料」のとおり。

(2) 評価体制

定められた手順どおりに訓練が実施されたかを実施責任者が評価する。また、訓練を通じて改善事項の抽出がなかったかを確認する。

(3) 参加人数

「添付資料」のとおり。

4. 原子力災害想定の概要

(1) 要員参集訓練

若狭湾沖の地震（震度5強）を想定

(2) 緊急時環境モニタリング訓練

原災法第10条第1項当該事象の発生に伴う緊急時を想定し、発電所敷地内および敷地境界付近において、代替モニタによる空間放射線量率の測定

(3) 全交流電源喪失対応訓練

全交流電源喪失、緊急時の除熱機能喪失および使用済燃料ピット除熱機能喪失の状態を想定

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 要員参集訓練
- (2) 緊急時環境モニタリング訓練
- (3) 全交流電源喪失対応訓練

7. 訓練結果の概要（「添付資料」参照）

(1) 要員参集訓練

- ・若狭湾沖の地震（震度5強）を想定し、安土社宅から徒歩による参集実動訓練を実施。

(2) 緊急時環境モニタリング訓練

- ・可搬式モニタリングポストによるモニタリングポストの代替措置訓練を実施。

(3) 全交流電源喪失対応訓練

- ・全交流電源喪失、緊急時の除熱機能喪失および使用済燃料ピット除熱機能喪失を踏まえた緊急安全対策の個別対応操作について、緊急時対策要員等による実動訓練を実施。
- ・シビアアクシデント対策に係る訓練として、原子炉への海水注入手順、水素爆発防止および中央制御室の環境維持のための操作、主要計器が確認出来ない場合の可搬型計器の接続や使用方法ならびにブルドーザーによる模擬がれき等の除去に係る実動訓練や机上訓練等を実施。
- ・訓練にあたり、本接機器へ直接影響が生じる手順は模擬とし、現場での操作確認または机上での手順確認を実施。

8. 訓練の評価

各要素訓練について定められた手順どおりに訓練が実施されていることを確認できた。

訓練毎の評価結果は、「添付資料」のとおり。

9. 今後に向けた改善点

各要素訓練で抽出された改善点および今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

以上

〈添付資料〉

要素訓練の概要

要素訓練の概要

1. 要員参集訓練（訓練実施日：適宜反復訓練を実施（当該期間で計1回実施）、参加人数：12名）

概要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価結果	当該期間中の改善点	今後に向けた改善点
要員参集訓練 若狭湾沖の地震（震度5強）を想定し、安土社宅から徒歩による参集実動訓練を実施	①所長室課長（総務） ②所長室課長（総務）が指名した者	良	特になし	特になし

2. 緊急時環境モニタリング訓練（訓練実施日：適宜反復訓練を実施（当該期間で計3回実施）、参加人数：21名）

概要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価結果	当該期間中の改善点	今後に向けた改善点
緊急時環境モニタリング訓練 可搬式モニタリングポストによるモニタリングポストの代替措置訓練を実施	①放射線管理課長 ②放射線管理課長が指名した者	良	特になし	特になし

3. 全交流電源喪失対応訓練（訓練実施日：適宜反復訓練を実施（当該期間内で計288回実施）、参加人数：1,805名）

概要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価結果	当該期間中の改善点	今後に向けた改善点
緊急時の電源確保に係る訓練 (1)空冷式非常用発電装置による電源確保の手順の実動訓練や机上訓練等を実施	(1) ①電気保修課長 ②電気保修課長が指名した者	良	特になし	特になし
緊急時の除熱機能の確保に係る訓練 (1)消防ポンプおよび仮設中圧ポンプ等による蒸気発生器へ給水手順の実動訓練、ライン構成等の操作確認を実動訓練にて実施 (2)ディーゼル駆動式大容量ポンプによる余熱除去系統への冷却海水供給手順の実動訓練や机上訓練等を実施	(1) ①タービン保修課長、原子炉保修課長 ②タービン保修課長、原子炉保修課長が指名した者 (2) ①タービン保修課長 ②タービン保修課長が指名した者	良	特になし	特になし
使用済燃料ピットの除熱機能確保に係る訓練 消防ポンプ等による使用済燃料ピットへの給水等の実動訓練を実施	①原子燃料課長 ②原子燃料課長が指名した者	良	特になし	特になし

要素訓練の概要

概要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者)	評価結果	当該期間中の改善点	今後に向けた改善点
<p>シビアアクシデント対策に係る訓練</p> <p>(1) 可搬式エンジン駆動ポンプや消防車による原子炉への海水注入手順の実動訓練や机上訓練等を実施</p> <p>(2) 全交流電源喪失時のアニュラス排気ファンの運転による水素爆発防止手順の実動訓練や机上訓練等を実施</p> <p>(3) 全交流電源喪失時の中央制御室非常用循環ファンの運転による環境維持のための手順の実動訓練や机上訓練等を実施</p> <p>(4) 主要計器が確認出来ない場合の可搬型計器使用方法、接続および測定のための手順の実動訓練や机上訓練等を実施</p> <p>(5) ブルドーザーによる模擬がれき等を用いた実動訓練を実施</p>	<p>(1) ①タービン保修課長、発電室長 ②タービン保修課長、発電室長が指名した者</p> <p>(2) ①原子炉保修課長 ②原子炉保修課長が指名した者</p> <p>(3) ①原子炉保修課長 ②原子炉保修課長が指名した者</p> <p>(4) ①計装保修課長 ②計装保修課長が指名した者</p> <p>(5) ①所長室課長 ②所長室課長が指名した者</p>	良	特になし	<p>(1)～(4)特になし</p> <p>(5) S A時のアクセスルート確保を想定し、実動訓練に土砂撤去を盛り込めるよう、訓練環境の改善を行う。</p>